

## 懲戒権に関する規定の見直しについての検討（１）

### 第１ 問題の所在等

民法第８２２条は、「親権を行う者は、第８２０条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」として、親権者の懲戒権を定めている。

親権者の懲戒権に関する規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったことを踏まえ、平成２３年の民法改正の際に、その規定を見直し、懲戒権は子の利益のために行使されるべきものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当たらないことを明確にする改正が行われた（注１）（注２）。なお、この改正の際には、懲戒権に関する規定を削除することについても検討がされたが、それによって正当なしつけもできなくなるとの誤解を招くことが懸念されたことや、親権の他の規定との整合性を考慮する必要がある旨の指摘があったことなどを踏まえて、見送られた経緯がある。

もっとも、懲戒権に関する規定については、その後も児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がされており、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第４６号。以下「令和元年改正法」という。）により、親権者による体罰の禁止が明文で定められた。また、令和元年改正法の検討過程において、懲戒権に関する規定の在り方の再検討を強く求める指摘がされ、その附則において、「政府は、この法律の施行後２年を目途として、民法第８２２条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との検討条項が設けられた（注３）。

このように、懲戒権に関する規定の在り方について早急に検討を加える必要性が高いと考えられるが、上記の経緯からもうかがわれるように、その見直しについては様々な方向性を検討する必要があると考えられる（後記第２）ほか、懲戒権に関する規定を見直す場合には、懲戒権以外の監護権に関する規定を始めとして、それに伴って整理を要する点もあるものと考えられる（後記第３）。

（注１）この改正に併せて、懲戒場に該当する施設が存在しないことから、民法第８２２条のうち、懲戒場に関する部分が削除された（改正前の同条は、第１項において「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」とし、第２項において「子を懲戒場に入れる期間は、６箇月以下の範囲内で、家庭裁判所がこれを定める。ただし、この期間は、

親権を行う者の請求によって、いつでも、これを短縮することができる」としていた。)

(注2) 懲戒権に関する規定は、旧民法から存在しており、明治民法も微修正を加えたのみでこれを承継し、戦後の改正の際にも特段の修正は加えられなかった。

(注3) 令和元年改正法に係る法律案が衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において可決された際には、いずれも「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである」として、「法施行後2年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童(子ども)の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」との附帯決議がされている。

## 第2 懲戒権に関する規定の見直しの在り方

懲戒権に関する規定の見直しの方向性については、①懲戒権に関する規定を削除する、②懲らしめ、戒めるという「懲戒」の文言を改める、③民法においても親権者の体罰禁止を明文で定めるなど、懲戒権の行使として許されない範囲を更に明確化するということが考えられるが、これらの方向性を組み合わせることや、その他の方向性を含め、懲戒権に関する規定の見直しの在り方について、どのように考えるか。

(補足説明)

### 1 前提

親権者の懲戒権は、子の利益のために行使されるべきものであり、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は、懲戒権の行使として許容されない。また、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。令和元年改正法による改正後のもの。以下「児童虐待防止法」という。)第14条第1項は、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(中略)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」として、親権者による体罰の禁止を定めている。

懲戒権の行使として許容される行為の範囲は、一般に、時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられており、児童虐待防止法第14条第1項の存在が健全な社会常識の重要な要素として考慮され、同項にいう「体罰」に含まれる行為(注1)(注2)(注3)については、少なくとも令和元年改正法による改正後は、民法第822条にいう「監護及び教育に必要な範囲」には含まれないと解釈され、懲戒権の行使として許容されないものであると考えられる。その意味において、令和元年改正法により、児童虐待防止法第14条第1項の体罰に含まれる行為については、民法の懲戒権の行使としても許容されないことが法律上示されたということが出来るものと考えられる。

このことを踏まえた上で、さらに懲戒権に関する規定の見直しについて検討す

る必要があると考えられるが、その方向性については、これまで、後記2から4までの三つの方向性が指摘されてきたところである。

(注1) 児童虐待防止法第14条第1項の「体罰」に含まれる行為については、厚生労働省において、学校教育法における「体罰」の考え方を参考に、ガイドライン等で周知することを予定している。

(注2) 学校教育法第11条における「体罰」は、「平成25年3月13日文科科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）』」によれば、「(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」、(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされており、参考事例として、別紙のような内容が記載されている。

(注3) 学校教育法における「体罰」については、事例判断であるが、「被上告人は、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていたAの背中に覆いかぶさるようにしてその肩をもむなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るという悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとしたAのでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、Aは、被上告人を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った（本件行為）というのである。そうすると、Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。」と判示した判例がある（最高裁判平成21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号904頁）。

## 2 懲戒権に関する規定の削除

親権者の子に対する権利として、民法第820条にいう「監護及び教育」に含まれる以上の懲戒権を規定することは児童虐待との関係で危険が大きいこと、懲戒権に関する規定を民法から削除することが、前記1の親権者による体罰の禁止

と相俟って児童虐待を防止する明確なメッセージとなることなどを理由に、懲戒権に関する規定を削除するという考え方がある（注1）。

懲戒権に関する規定を削除したとしても、親権者は民法第820条の「監護及び教育」として同様の行為をすることができるとの指摘があることからすると、親権者がなし得る行為の範囲は基本的に変わらないと考えられる（注2）（注3）。

また、懲戒権に関する規定を削除したとしても、「懲戒」という言葉が別の言葉に置き換わるだけであり、体罰を禁止するための規定を別途設ける必要があるのではないかと、懲戒権に関する規定の削除によって、親権者による正当なしつけもできなくなるのではないかと懸念に答えることが必要となる（注4）。このような観点から、これまで提案されてきたものとしては、①子を主体として「子は、暴力によらずに教育される権利を有する」という規定を設けることや、②「親権を行う者は、子に対してしつけ（discipline）を行うことができる」という趣旨の規定を設けること（ただし、「懲戒（correction）の場合と異なり、しつけには『暴力 violence』の行使は含まれず子を『尊重 respect』して行わなければならない』旨を注記する）が挙げられる。

なお、例えば、②の考え方は、全体として後記3の「懲戒」という文言の改正と類似の結論になるとも思われるなど、2から4までの三つの方向性の区別は、必ずしも絶対的なものではないと考えられる。

（注1）前記第1のとおり、令和元年改正法に係る法律案に関する附帯決議においても、懲戒権に関する「規定の削除を含め、早急に検討を加え」ることとして、その削除に言及されている。

（注2）平成23年の民法改正の前は、懲戒権の行使として、家庭裁判所の許可を得て子を懲戒場に入れることも法文上可能であり、このような強制の根拠として懲戒権に関する規定にも法令上の存在意義があったが、前記第1のとおり、平成23年の民法改正により懲戒場に関する部分が削除されたため、現在では、懲戒権に関する規定を存置する意義はないなどと指摘されている。

（注3）第1回会議においても、懲戒権に関する規定があることにより、親権者が行うことのできる行為の範囲が拡大されていることはなく、その規定を削除することとしても、規律の実質的な変更を伴うものではないとの指摘があった。

（注4）第1回会議においても、親による望ましい育児の妨げとならないように、象徴的な意味合いから懲戒権に関する規定を改正する場合には、メッセージの発し方については慎重に検討するべきであるとの指摘があった。

### 3 「懲戒」という文言の改正

親権者による懲戒は、一般に、子に問題行動等があった場合に、これを正すために、厳しく説教をするなど、一定の制裁を加えることをいうものと考えられるが、懲戒権の行使として許容される行為の範囲については、時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられており、児童虐待が社会問題として深刻化し

ていることや、懲戒は子の利益のために子の監護及び教育に必要な範囲内であることができることを明確化した平成23年民法改正の趣旨を踏まえると、懲戒として有形力を行使することができる範囲は相当限定されることになるものと考えられる。また、令和元年改正法により、児童虐待防止法第14条第1項の体罰に含まれる行為については、民法上の懲戒権の行使としても許容されないことが法律上示されたと考えられる。

このような解釈に照らせば、懲戒権に関する規定を削除しないとしても、「懲らしめ、戒める」という「懲戒」の語（注1）は、強力な権利であるとの印象を与えることから、これを見直すという考え方があり、「懲戒」に代わる具体的な用語としては、これまで「しつけ」の語（注2）が指摘されてきた。

一方、このような考え方に対しては、①民法の条文上、親権者に「しつけ」をする権利を認めるとすると、児童虐待を行うような親権者は、これまで「懲戒」であると主張してきたものを「しつけ」であると主張することとなり、どの程度の効果があるかは不透明であるとの指摘や、②児童福祉の現場の状況を踏まえると、「しつけ」の語も、「懲戒」の語と同様に強力な権利であるとの印象を与える懸念があり、適切な用語ではないのではないかと指摘がされている。

このような指摘を踏まえると、「懲戒」の語を見直すという考え方による場合には、「懲戒」に代わる語として、「しつけ」以外の適切な用語があれば、それを探求していくことが有用であるとも考えられる（注3）（注4）。また、文言の改正を行う場合には、現在の懲戒権の解釈に沿う形で見直しを行うことが考えられる一方で、改めて親権者としてなし得る行為の範囲を検討した上で、それにふさわしい文言の見直しを行うことも考えられる。

（注1） 於保不二雄＝中川淳編「新版注釈民法（25）〔改訂版〕」108頁〔明山和夫＝國府剛〕では、「懲戒とは、親権者による子の監護教育上から見ての子の非行、過誤を矯正善導するために、その身体または精神に苦痛を与える制裁であり、一種の私的な懲罰手段である」とされ、松川正毅＝窪田充見編「新基本法コンメンタル親族」229頁〔田中通裕〕では、「懲戒とは、子の非行に対して教育のためにその身体または精神に苦痛を与える制裁である」とされている。もっとも、これらの伝統的な「懲戒」の定義を再検討する必要性も指摘されている。

（注2） 法令用語としての「しつけ」という語は、児童虐待防止法第14条第1項にしか存在しておらず、同項にいう「しつけ」とは、「監護・教育の目的からある規範を内在化させるための行為」をいうものとされている。

（注3） ドイツ法では、高等教育など、知識の習得を目的に言葉で教えることについて *Ausbildung* との語を用い、小さな子どもなど言葉が十分に理解できない相手を含め、広く、日常生活、礼儀、知識の習得を目的とするものについて *Erziehung* との語を用いているとされている。

（注4） 第1回会議においても、許容されない行為の範囲を可能な限り明確化する前提として、親権者が行うことのできる行為を表現する文言を検討するのが有用であることを

示唆する指摘があった。

#### 4 懲戒権の行使として許容されない行為の更なる明確化

前記1のとおり、令和元年改正法により、児童虐待防止法第14条第1項の体罰に含まれる行為については、民法上の懲戒権の行使としても許容されないことが法律上示されたと考えられる。その上で、許容されない行為の範囲を可能な限り明確化することが適切であると考えられること（注1）などを理由に、児童虐待防止法のみならず、民法においても、懲戒権の行使として体罰を加えることが許容されないことを明確化するという考え方がある（注2）。

この考え方に関しては、民法で児童虐待防止法と同じ内容を定める規定を設けることの意義を検討する必要があると考えられるほか、懲戒権の行使として許容されないことを明確化する必要のある行為は体罰に限定されるのか（注3）という点を検討する必要があるものと考えられる。

後者の点については、親権者による体罰の禁止が定められた現在においては、肉体的な苦痛を伴わない親権者の行為についてもその限界を明示するのが望ましいとの指摘がある一方で、そのような行為は体罰とはその性質が異なり、許容されない行為の範囲を判断することが容易ではないと考えられるため、慎重に検討する必要があるのではないかと指摘もある。

（注1）第1回会議においても、懲戒権に関する規定を単に削除することが最も適切なメッセージとなるかについては疑問もあり、許容されない行為を明確化することにも意義があると考えられるとの指摘があった。

（注2）国際連合の児童の権利委員会による第4回・第5回対日審査総括所見においては、「委員会は、学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意する。しかしながら、以下につき深刻に懸念する」として、「民法及び児童虐待防止法は、特に、適切なしつけの行使を許容し、体罰の許容性について不明確である」とされている。

（注3）児童虐待防止法が定める児童虐待に当たる行為は、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、の四類型である（児童虐待防止法第2条）。

#### 5 懲戒権に関する規定の見直しの方向性については、前記2から4までの三つの方向性が指摘されてきたところであるが、さらに、例えば、懲戒権に関する規定

を削除しつつ、民法の規定においても体罰を加えることが許容されないことを明確化するなど、これらの方向性を組み合わせることも考えられるとの指摘がある。他方で、平成23年の民法改正により懲戒権は子の利益のために行使されるべきものであることが明確化され、令和元年改正法により親権者による体罰の禁止が定められたことを踏まえると、懲戒権に関する規定について現状のまま維持することも選択肢の一つとしてはあり得るのではないかとの指摘もある。検討を進めるに当たっては、採り得る見直しの選択肢を挙げた上で、各選択肢の意義や親権者の子に対する行為の範囲に与える影響等を整理することが必要であると考えられるが、検討の進め方を含めて、どのように考えるか。

### 第3 懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項

#### 1 民法第820条との関係の整理

懲戒権に関する規定を削除する場合には、併せて、居所指定権に関する規定及び職業許可権に関する規定を削除することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 懲戒権に関する規定を削除する場合には、その前提として、懲戒権に関する規定の内容は、民法第820条の親権者の一般的な権利義務の規定に含まれるものと整理することとなると考えられる(注)。そうすると、懲戒権に関する規定(民法第822条)のみならず、民法第821条の居所指定権の規定や、民法第823条の職業許可権の規定についても、民法第820条の規定との関係を整理する必要があるものと考えられる。

なお、一般に、親権の内容は、監護教育に関するものと財産管理に関するものに大別されると理解されており、監護教育に関する規定の一つである懲戒権に関する規定を改正することとしても、財産管理に関する規定(民法第824条から第832条まで)について、それに伴って整理をすることは必要でないと考えられる。

(注) 民法第820条から第823条までの規定については、民法第820条の規定の一部を具体化したものが民法第821条から第823条までの規定であるというのが一般的な整理であるとされている。

- 2 居所指定権(民法第821条)について

民法第821条は、「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない」として、親権者の居所指定権を定めている。居所指定権は、親権者による監護教育の実を上げるために、親権者に認められる権利であるとされている。

居所指定権についても、従前は強制履行の手段があり、その根拠として民法第821条の規定にも法令上の存在意義があったが、現在ではそのような手段はな

く、懲戒権に関する規定を削除する場合には、これに併せて削除することが考えられるとの指摘がある。他方で、民法第821条については、親権者が子の身体を拘束する者に対して、その引渡しを求める根拠となるという見解もあることから、この規定を直ちに削除することが相当ではないとも考えられる。また、立法論として懲戒権に関する規定を削除するという立場においても、諸外国の例などを参考に（注）居所指定権に関する規定は存置して良いと指摘するものもある。

以上を踏まえ、懲戒権に関する規定を削除する場合には、併せて、居所指定権に関する規定を削除することについて、どのように考えるか。

（注）現在でも、フランス法やドイツ法においては、居所指定権の規定が存置されていると指摘されている。

### 3 職業許可権（民法第823条）について

民法第823条第1項は、「子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない」として、親権者の職業許可権を定めている。職業許可権については、従来、監護教育と財産管理の双方に関係するものであるとする見解が通説であったが、近時は、専ら子の監護教育にのみ関係するものであるとする見解が有力となっているとされている。

職業許可権については、民法第823条を削除して、財産法に関する規律として民法第5条及び第6条と統合することが考えられるとの指摘（注）がある一方で、監護教育にのみ関係するものではないと考えて、懲戒権に関する規定の見直しに伴う整理をすることが必要でないと考えられるとの指摘もある。

以上を踏まえ、懲戒権に関する規定を削除する場合には、併せて、職業許可権に関する規定を削除することについて、どのように考えるか。

（注）例えば、民法第5条第3項及び第4項並びに第6条を次のように改めることが提案されている。

「改正提案（5条の2） 法定代理人が目的を定めて又は目的を定めずに処分を許した財産については、未成年者は自由に処分することができる。

改正提案（6条） 法定代理人が種類を定めて許した職業に関しては、未成年者は成年者と同一の行為能力を有する。

改正提案（6条の2） 前二条の場合において、未成年者がその財産の処分又は職業の遂行に適さない事由があるときには、法定代理人はその許可を取り消し、又はこれを制限することができる。」

## 2 民法第820条の改正

民法第820条の規定について、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

懲戒権に関する規定の見直しに関しては、親権の義務的性格を強調することが児童虐待防止に寄与する面もあると考えられることなどから、これと併せて、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と定める民法第820条の規定についても、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることが考えられるとの指摘がある(注)が、このような指摘について、どのように考えるか。

(注) 民法第820条の規定振りについて、監護・教育についての権利と義務の順番を入れ換えて、「子の利益のために、子の監護及び教育をする義務を負い、権利を有する」という文言が提案されている。

### 3 その他

前記1及び2のほか、懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項として、どのようなものが考えられるか。

(補足説明)

1 学校教育法第11条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」として、校長及び教員の懲戒権を規定しつつ、懲戒権の行使として体罰を加えることが許容されない旨を明示的に定めている(注1)。

親権者の懲戒権に関する規定を見直す場合には、併せて、校長及び教員の懲戒権を定めた学校教育法第11条との関係を整理する必要もあるのではないかとの指摘がある(注2)が、この点について、どのように考えるか。

(注1) なお、学校教育法施行規則第26条には、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」

(第1項)、「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長(大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。)が行う。」(第2項)との規定がある。

(注2) その整理に当たっては、校長及び教員の懲戒権については校内秩序の維持という側面もあるなど、親権者の懲戒権との異同を踏まえる必要があるとの指摘もある。

2 前記1のほか、懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項として、どのようなものが考えられるか。

## (別紙) 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

### (1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

- 身体に対する侵害を内容とするもの
  - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
  - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
  - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
  - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
  - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
  - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
  - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
  - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
  - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
  - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

### (2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。

- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為 (通常, 正当防衛, 正当行為と判断されると考えられる行為)

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して, 教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため, 児童の背後に回り, 体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して, これを制止したり, 目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 休み時間に廊下で, 他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため, この児童の両肩をつかんで引き離す。
  - ・ 全校集会中に, 大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ, 別の場所で指導するため, 別の場所に移るよう指導したが, なおも大声を出し続けて抵抗したため, 生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
  - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ, 当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため, 生徒が落ち着くまでの数分間, 肩を両手でつかんで壁へ押しつけ, 制止させる。
  - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり, 殴りかかろうとする生徒を, 押さえつけて制止させる。

以 上